

若柳警察署大規模災害対応
業務継続計画

令和2年4月
若柳警察署

目 次

第1	目 的	1
第2	この計画の方針等	1
1	方針等	1
2	計画の公表	1
3	教養・訓練	1
4	点検・修正	1
5	想定する災害と被害想定	1
(1)	想定する被害	1
(2)	被害想定	1
第3	業務継続実施体制	2
1	業務継続実施責任者	2
(1)	設置	2
(2)	任務	2
2	業務継続副責任者	2
(1)	設置	2
(2)	任務	2
第4	業務の分類	2
1	災害応急対策業務	2
2	継続の必要性の高い通常業務	2
3	管理事務	2
4	その他の通常業務	2
第5	平素の措置	2
1	備蓄、情報通信等の確保	2
(1)	備蓄等	2
(2)	装備品の確保	3
(3)	情報通信の確保	3
(4)	電源の確保	3
(5)	救護用品の確保	3
2	各課長の責務	3
(1)	非常時優先業務の特定	3
(2)	職場における被害軽減対策	4
(3)	安否確認の手順の周知	4
3	代替施設の整備	4
(1)	代替施設の決定	4
(2)	備蓄・情報通信等の確保	4
第6	大規模災害発生時の措置	4
1	安否確認	4
(1)	職員等の安否確認	4
(2)	安否確認の方法	4
2	業務継続のための執務体制の確立	5
(1)	招集等	5
(2)	非常招集及び非常参集上の留意事項	5
3	計画の発動、継続等	5
(1)	計画の発動	5
(2)	非常時優先業務の継続	5
(3)	通常業務への移行	5
4	業務継続のための執務環境の整備	5
(1)	庁舎機能の確保等	5
(2)	負傷者への対応	6

若柳警察署大規模災害対応業務継続計画

第1 目的

管内において、地震等の大規模災害が発生し、職員が被災し、又は施設が損壊した場合においても、災害対策業務を行いつつ、優先的に継続する業務及び治安の確保に必要な業務を的確に継続していくため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 本計画の方針等

1 方針等

本計画の実施に当たっては、各課が相互に連携を密にして一体的な活動を行うとともに、自治体等関係機関と連携し、的確な業務の推進に努めるものとする。

2 計画の公表

本計画の概要は、大規模災害発生時における警察業務について県民の理解を得られるよう公表するものとする。

3 教養・訓練

各課長は、課員に対し、計画の周知を図るほか、大規模災害が発生した場合を想定した教養及び訓練を積極的に実施するものとする。

4 点検・修正

宮城県地域防災計画の被害想定が変更された場合等においては、本計画の必要な修正を行うほか、計画の内容について絶えず点検し、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

5 想定する災害と被害想定

(1) 想定する災害

本計画における災害は、地震、津波、水害、火山噴火、原子力災害等の大規模災害を指すが、この内、地震については、宮城県地域防災計画に定める想定地震（注）のうち最大の被害が予想される「東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災（平成23年3月11日））と同規模とする。

注 宮城県地域防災計画に定める想定地震：東北地方太平洋沖地震、宮城県沖地震及び長町－利府線断層帯地震

(2) 被害想定

ア 人的被害

死者 約10,500人

行方不明者 約1,200人

避難者 最大約32万人

イ ライフライン被害

市町村水道 県内全市町村で約61万2千戸供給支障

広域水道 被災箇所数150か所

工業用水道 被災箇所133か所

下水道 処理支障13市町

ガス	供給支障 1 3 市町
電気	約 1 4 2 万戸停電
電話	約 7 6 万回線不通

第 3 業務継続実施体制

1 業務継続実施責任者

(1) 設置

各課に業務継続実施責任者を置き、各課長をもって充てる。

(2) 任務

業務継続実施責任者は、各課の計画に関する業務を管理する。

2 業務継続実施副責任者

(1) 設置

各課に業務継続実施副責任者を置き、統括係長又は指定する職員をもって充てる。

(2) 任務

業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者の業務を補助する。

第 4 業務の分類

各課の所掌する業務をあらかじめ次の 4 種類に分類するものとし、災害応急対策業務、継続の必要性の高い通常業務及び管理事務を別表第 1 のとおり非常時優先業務とする。

1 災害応急対策業務

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察が執るべき措置で、大規模災害に伴い新たに発生する業務、業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要が生じる業務

2 継続の必要性の高い通常業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であり、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安や県民生活、経済活動に重大な影響を与えるため、大規模災害の初動対応中であっても業務量を大幅に縮小することが困難な業務（大規模災害への対応は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要最低限求められる業務を含む。）

3 管理事務

災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務

4 その他の通常業務

緊急に実施する必要がなく、一定期間大幅な縮小や中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務

第 5 平素の措置

1 備蓄、情報通信等の確保

(1) 備蓄等

会計課長は、大規模災害発生時において、食料その他物資が不足することに備え、平素から食料、その他物資の適切な備蓄及び管理を図ること。また、職員は、職場において、各自着替え、非常食等の準備に努めること。

(2) 装備品の確保

警務課長は、大規模災害の発生に備え、必要な装備品の管理に努めること。

(3) 情報通信の確保

ア 警務課長は、平素から災害に強い警察通信施設の整備、維持管理、応急用通信資機材の確保等を進めるほか、大規模災害発生時において、署災害警備本部等に必要な通信資機材を迅速に確保して設置できる体制を保持するものとする。

イ 大規模災害発生時において、情報システムの適切な運用及び障害復旧を迅速に行うため、平素から訓練を行うなど体制を確立すること。

(4) 電源の確保

会計課長は、大規模災害の発生に伴う電源供給の停止に備え、平素から非常用発動発電機の点検、整備を実施するとともに、大規模災害発生時において、迅速に対応できる体制を確立すること。

(5) 救護用品の確保

警務課長は、大規模災害の発生に備え、負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保すること。

2 各課長の責務

(1) 非常時優先業務の特定

各課長は、大規模災害発生時において、治安の確保に必要な警察活動を的確に継続するため、別表第1の業務の分類に基づき災害応急対策業務及び継続の必要性が高い通常業務に分類するものとする。

ア 業務に与える影響分析の実施

非常時優先業務を特定するに当たっては、個々の業務が停止した場合に、県民等に与える社会的影響を別表第2に基づき分析（以下「業務影響分析」という。）すること。

イ 非常時優先業務の特定

業務影響分析の結果、影響の重大性が「中程度（レベルⅢ）」以上と評価した業務を非常時優先業務とし、影響の重大性が「小さい（レベルⅡ）」以下にとどまると評価した業務については、原則として非常時優先業務から除外すること。

なお、執務可能な人員が減少することを考慮し、優先順位を付して、非常時優先業務を特定すること。

ウ 自治体等関係機関との連携

大規模災害発生時において、非常時優先業務を継続するため、平素から警察本部との連絡及び調整を密にするとともに、自治体等関係機関との連携を

強化すること。

(2) 職場における被害軽減対策

ア 職場環境の整備

各課長は、大規模災害発生時における職員の負傷等の被害を防止するため、執務室内の書棚、キャビネット等の転落防止措置を執るなど、職場環境の整備を指示するとともに、防災、被害防止策等について教養を行うこと。

イ 什器転倒防止措置等

各課長は、地震の発生に備え、執務室内の書棚、キャビネット、テレビ、プリンタ等の転落・落下防止及び資料等の散逸を防止するため、キャビネット等の施錠や転落防止の措置を実施すること。また、事前に非常用電源コンセントの位置を明確にしておくとともに、非常時優先業務を実施するために必要な機器を平素から非常用電源コンセントに接続しておくこと。

(3) 安否確認の手順の周知

各課長は、安否確認の手順、報告要領等について、平素から職員及びその家族に教養を行うなど周知を図ること。

3 代替施設の整備

(1) 代替施設の決定

警察署庁舎が被災し、署災害警備本部を設置できない場合は、災害の規模、被災地域、インフラ、ライフラインの状況等を総合的に判断し、次の場所のいずれかに署災害警備本部を設置するものとする。

ア 若柳総合文化センター（通称「ドリームパル」）

イ 旧金成小学校

ウ 栗駒交番

(2) 備蓄・情報通信等の確保

大規模災害の発生時において、食料や事務用物資等が入手困難となった場合に備え、代替施設には、平素から備蓄食料等を確保するよう努めるものとする。また、平素から通信施設の整備、情報システムの機能の確保及び電源供給の停止に備えた非常用電源の確保に努めるものとする。

第6 大規模災害発生時の措置

1 安否確認

(1) 職員等の安否確認

各課長は、大規模災害が発生した際、職員及びその家族の安否を確認すること。

(2) 安否確認の方法

ア 自身及び家族の安否確認

職員は、大規模災害が発生したときは、家族の安否を確認し、自身及び家族の安否について、各課長に報告すること。

イ 災害警備本部への報告

各課長は、職員及びその家族の安否の情報を集約し、「若柳警察署災害警備実施要領」（平成24年5月1日付け宮若備号外。以下「実施要領」という。）に基づき、署災害警備本部（総括班）に報告すること。

ウ 災害伝言ダイヤル等の活用

地震発生後は、電話による通話が困難になることが予想されることから、安否確認及びその報告に当たっては、携帯電話の電子メール、災害掲示板、災害伝言ダイヤル等を活用して行うこと。

2 業務継続のための執務体制の確立

(1) 招集等

職員の招集及び参集は、宮城県警察非常招集規程（平成8年宮城県警察本部訓令第11号）に定めるところによるほか、大規模災害が発生し、「宮城県警察災害警備実施要領の改正について（通達）」（平成31年3月1日付け宮本備第171号。以下「実施要領」という。）で定める非常体制を発令した場合には、災害警備本部等の要員に指定された職員を招集し、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

(2) 非常招集及び非常参集上の留意事項

ア 応招及び参集時の服装

警察官は、原則として出動服とし、その他の職員は、災害警備活動に適した服装とする。ただし、特殊な任務に従事する者は、当該任務に適した服装とする。

イ 携行品等

職員は、宮城県警察非常招集規程第9条に規定するもののほか、3日程度を基準とし、着替え、非常食、雨衣、軍手、現金、収納ザック等長期の活動に対応することができる物を携行するものとする。

3 計画の発動、継続等

(1) 計画の発動

大規模災害の発生時における計画の発動は、実施要領に定める非常体制が発令された場合のほか、警察署長の発動によるものとする。

(2) 非常時優先業務の継続

非常時優先業務の継続は、警察署庁舎及び職員の被災など出動が不能な職員の割合に応じて判断するものとする。

(3) 通常業務への移行

通常業務への移行は、災害の規模、ライフライン、公共交通機関の復旧状況等を考慮し、総合的に判断するものとする。

4 業務継続のための執務環境の整備

(1) 庁舎機能の確保等

ア 庁舎の立入禁止等の措置

警務課長は、大規模災害により、庁舎が破損した場合は、立入禁止等の措

置を講じるものとする。また、非常用自家発電機による電力供給時は、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の使用を抑制する。

イ 来庁者への対応

各課長は、大規模災害の発生により来庁者を庁舎内に一時的に待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者を一時的に待機させるものとするが、待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、署災害警備本部と調整し、来庁者を庁舎周辺の帰宅困難者受入れ施設等に案内し、又は誘導するものとする。

(2) 負傷者への対応

警務課長は、負傷者が発生した場合は、救護用品を活用して応急救護処置を行うとともに、必要により、医療機関に搬送するものとする。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	食料の確保及び配分に関すること。
		支援物資の収受及び配分に関すること。
		警察署庁舎施設の緊急点検及び復旧に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	警察活動に必要な物品の調達に関すること。
		遺失・拾得業務の支援に関すること。
管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。	

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	来庁者の避難誘導に関すること。
		通信機材の運用及び管理に関すること。
		相談及び苦情の受理及び管理に関すること。
		職員の負傷状況の確認及び稼動医療機関情報の収集に関すること。
		警察署、留置施設の被災状況及び被留置者の安否確認に関すること。
		被留置者の避難及び解放に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	拳銃、実包、無線機等の管理状況の把握に関すること。
		警察車両の整備に関すること。
		装備資機材の調達及び運用に関すること。
		I T 機器の障害対応及び修繕対応に関すること。
		本部留置管理課との連絡調整に関すること。
		被留置者の食料の補給に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害に関する行方不明者に関すること。
		被災地における生活安全対策に関すること。
		犯罪情勢の把握に関すること。
		高圧ガス及び毒劇物の被害防止に関すること。
		災害に便乗した利殖勧誘事犯、特定商取引事犯等の取締りに関すること。
		SNSによる救助要請情報等の確認に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	酩酊者、行方不明者、迷子、その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
		ストーカー行為等の規制等に関する法律にかんすること。
		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に関すること。
		広報対応を始めとする市民等への情報伝達に関すること。
		犯罪予防一般に関すること。
		犯罪、事故その他の事案に係る県民生活の安全と平穏に係ること。
		環境関係・保健衛生事犯の取締りに関すること。
		風俗営業、古物営業、警備業等の許認可業務に関すること。
		火薬類の運搬及び取締りに関すること。
		銃砲刀剣類所持等取締りに関すること。
		児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護に関すること。
管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。	

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害警備本部等の設置に関すること。
		本部への報告・連絡調整に関すること。
		被災者の救出及び救護活動に関すること。
		災害情報及び被災情報の収集伝達に関すること。
		通信統制と通信状態の確保に関すること。
		交番・駐在所の被害状況の把握に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	警察航空機、警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。
		交番及び駐在所における地域警察官の運用に関すること。
		水難、山岳遭難その他の事故における人命救助に関すること。
		広報対応を始めとする地域住民への情報伝達に関すること。
		110番受理及び指令業務に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	検視に関すること。
		身元確認、遺体引渡しに関すること。
		被災地における犯罪の捜査に関すること。
		災害便乗型犯罪の捜査に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	指名手配に関すること。
		発生事故・事件等緊急事案への対応に関すること。
		身柄拘束事件の処理等継続処理を要する事案への対応に関すること。
		重要犯罪、重要窃盗事件の捜査に関すること。
		告訴、告発及び事件相談への対応に関すること。
	管理事務	

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	緊急交通路（R 4、R 398）の確保に関すること。
		交通規制の実施に関すること。
		道路、安全施設の被災状況の確認及び復旧業務に関すること。
		隣接県警察（一関署）、関係機関等との連絡調整に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
		道路使用、保管場所許可事務等に関すること。
		運転免許業務（記載事項変更）に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害警備本部等の設置及び運用に関すること。
		警察本部への報告・連絡調整に関すること。
		被災者の救出及び救護活動に関すること。
		警備部隊の編成及び救護活動に関すること。
		災害情報及び被災者情報の収集伝達に関すること。
		防災関係機関との連絡調整に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	警備犯罪の取締り及び捜査に関すること。
		警備情報の収集、分析及び捜査に関すること。
		警衛・警護警備に関すること。
		集会、集団行進及び集団示威運動の許可等に関すること。
		突発重大事案発生時の対応に関すること。
		外国人に係る警備情報の収集、分析及び調査に関すること。
	管理事務	上記業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集及び安否確認に関すること。

別表第 2

業務停止に伴う影響の重大性の基準

影響の重大性		業務が停止することに伴い生じる影響の程度
レベルⅠ	軽 微	社会的影響はわずかにとどまる（ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識しても許容可能な範囲であると理解する。）。
レベルⅡ	小さい	若干の社会的影響が発生する（大部分の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベルⅢ	中程度	社会的影響が発生する（社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベルⅣ	大きい	相当な社会的影響が発生する（社会的な批判が発生し、過半の人は許容可能な範囲外であると考え。）。
レベルⅤ	甚 大	甚大な社会的影響が発生する（大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は許容可能な範囲外であると考え。）。